

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	国民健康保険制度改革に伴う特定個人情報保護評価書（素案）のパブリック・コメント等の実施結果について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第6号に基づく報告

(担当部課：健康部医療保険年金課)

## 事業の概要

<b>事業名</b>	国民健康保険制度改革に伴う特定個人情報保護評価
<b>担当課</b>	医療保険年金課
<b>目的</b>	新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条の規定に基づき、パブリック・コメント及び「第三者点検」での意見を反映させた特定個人情報保護評価書を個人情報保護委員会に提出するに先立ち、本審議会へ報告する。
<b>対象者</b>	新宿区国民健康保険被保険者及びその世帯員、元被保険者及びその世帯員
<b>事業内容</b>	<p>1 概要</p> <p>特定個人情報保護評価に関する規則第7条第5項の規定に基づき、特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）を個人情報保護委員会（内閣府の第三者機関）に提出する前に、パブリック・コメント及び個人情報の保護に関する学識経験を有する外部の者による点検（第三者点検）での意見を反映して、評価書の見直しを行った。（参考資料2-2）</p> <p>なお、特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において、特定個人情報の漏えいその他の個人のプライバシー等に与えるリスクを分析し、そのリスクを軽減するために適切な措置を講じていることを評価書において宣言するものである。</p> <p>2 資料</p> <p>資料2-1 素案からの変更箇所 新旧対照表</p> <p>資料2-2 国民健康保険に関する事務に係る評価書（全文）</p> <p>3 今後の予定</p> <p>平成29年6月上旬 個人情報保護委員会へ評価書を提出する。</p> <p>平成29年6月上旬 提出後、評価書を公表する。</p> <p>平成29年6月5日（予定） 新宿区広報に評価書の内容を掲載する。</p>